

平成25年7月8日

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
 （公印省略）

D P C 対象病院等におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成25年6月22日に提出すべき、平成24年4月分から平成25年3月分までの再照会に係るD P Cデータの提出に遅延等が認められたため、平成25年8月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
茨城県北茨城市大津町北町4丁目5番地の15 北茨城市立総合病院	平成25年8月1日から 平成25年8月31日まで
栃木県那須塩原市井口537-3 国際医療福祉大学病院	
群馬県館林市羽附町1741 医療法人社団慶友会慶友整形外科病院	
広島県広島市中区舟入町3-13 医療法人社団曙会シムラ病院	
広島県三原市東町2-7-1 総合病院三原赤十字病院	
沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	